



地域づくりを仕事にする新しい働き方

ろうきょう

労働者協同組合



「労働者協同組合法」を活用した、新しい働き方、活力のある地域が全国でひろがっています。

労働者協同組合法ってなに？

労働者協同組合法は、労働者協同組合(ろうきょう)の設立や運営、管理などについて定めた法律です。我が国では、少子高齢化が進む中、介護、子育て、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。担い手も不足している中、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための新たな組織が求められています。そこで、以下の(1)(2)(3)の基本原則に従い、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業を行うことを目的とする法人「労働者協同組合」を創設することとしました。

基本原則

(1) 組合員が出資すること

(2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

(3) 組合員が組合の行う事業に従事すること

(1) 資金を出し合う

組合員は出資の必要があり、組合員自らが出資することにより組合の資本形成を図ります。これにより組合員による自主的・自立的な事業経営を目指します。

(3) 共にはたらく

組合員は、原則として、組合の事業に従事する必要があります。ただし、育児や介護などの家庭の事情などで一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。

(2) 話し合って営む

組合員は、1人1個の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して事業・経営を行います。意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。

法の目的（法第1条）

労働者協同組合法では、第1条に以下のとおり法の目的を掲げています。

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原則とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

労働者協同組合の主な特色



1 地域における多様な需要に応じた事業ができる

労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能です。介護・福祉関連(訪問介護等)、子育て関連(学童保育等)、地域づくり関連(農産物加工品販売所等の拠点整備等)など地域における多様な需要に応じた事業を実施できます。ただし、許認可等が必要な事業についてはその規制を受けます。

2 組合員の議決権、選挙権は平等

株式会社の株主と異なり、出資額にかかわらず、組合員は平等に1人1個の議決権と選挙権を保有しています。

3 簡便に法人格を取得でき、契約などができる

NPO法人(認証主義)や企業組合(認可主義)と異なり、行政庁による許認可等を必要とせず、法律に定めた要件を満たし、登記をすれば法人格が付与されます(準則主義)。また、これらの法人よりも少ない人数である、3人以上の発起人がいれば組合を設立できます。組合は法人格を持つため、労働者協同組合の名義で契約などをすることができます。

4 意見反映の重視

組合員が平等の立場で、話し合い、合意形成をはかりながら事業を実施します。また、組合は定款にどのように意見反映を行うかを明記し、理事は意見反映状況とその結果を総会で報告します。

5 組合員は労働契約を締結する必要がある

組合は組合員との間で労働契約を締結します。これにより、組合員は労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの法令による労働者として保護されます。

6 出資配当はできない

剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて(従事分量配当)行うことができます。

7 都道府県知事による監督を受ける

都道府県知事に決算関係書類などを提出する必要があるなど、都道府県知事による監督を受けます。

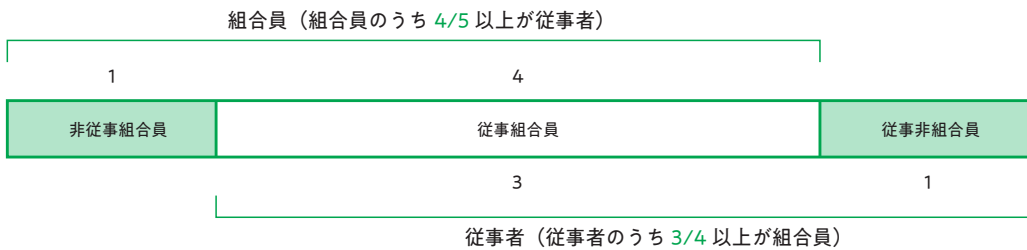
労働者協同組合の事業・配当のルール

1 事業の種類は原則自由

- 組合の基本原理に従って行われる、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業であれば、原則として自由に行うことができます(法第7条第1項)。その場合であっても、例えば、介護事業など、許認可等が必要な事業についてはその規制を受けます。
- 一方で、組合は、労働者派遣事業を行うことができません(法第7条第2項)。労働者派遣事業は、他人の指揮命令を受けて当該他人のために労働に従事させる事業であり、組合の基本原理に反するものであるからです。これに違反した場合には、罰則が課せられます(法第136条第1項第2号)。

2 事業従事にあたっての人数要件

- 組合員が組合の事業に従事するという組合の基本原理を踏まえると、全ての組合員が組合の行う事業に従事すること、また、組合の行う事業に従事する者は全員が組合員であることが適当です。しかし、法は、実際の事業運営上の必要性に鑑み、組合原理を損なわない範囲内において事業活動に柔軟性を持たせることができるよう、以下のとおり、事業に従事する人数に要件を設けています。
 - ① 総組合員の5分の4以上の数の組合員は、組合の行う事業に従事しなければなりません(法第8条第1項)。これは、事業に従事する意思はあるものの、家庭の事情などで従事できないなどの事を想定しており、そのような組合員が一定程度存在することを許容するものです。
 - ② 組合事業に従事する者の4分の3以上は、組合員でなければなりません(法第8条第2項)。これは、実際の事業活動においては、繁忙期における人手不足などで非組合員であるアルバイトを事業に従事させる必要が生じる可能性があるためです。また、出資額の全額の払込みが完了した段階で組合員となることが法定されているため、従事しながら組合員になろうとする方も出てくることが想定されます。



3 組合員が組合の事業に従事した程度に応じた配当が可能

- 健全な運営を確保するため、組合は、①準備金、②就労創出等積立金、③教育繰越金を確保する必要があります(法第76条第1項、第4項、第5項)。①は毎事業年度の剰余金の10分の1以上、②③は毎事業年度の剰余金の20分の1以上の額です。
- 組合は、損失を填補し、①～③を控除した後に、組合員が組合の事業に従事した程度に応じた配当、つまり、「従事分量配当」を行うことができます(法第77条第1項、第2項)。

労働者協同組合の組合員のルール



1 組合員の出資金

- 出資一口の金額、必要な出資口数はそれぞれの組合で決めます(現物出資も可)。1人の組合員の出資口数は、原則的に総口数の100分の25以下(3人以下の組合は適用されない)と規定されています(法第9条第3項本文、第4項)。たとえば、1人の組合員が出資金総額の半分を出すことは違法です。
- 組合員の責任は出資額が限度です(法第9条第5項)。組合員は組合員となる際に組合に対して出資をする義務を負うだけで、仮に組合が破産した場合であっても、組合が組合の債権者に対して負っている債務を組合に代わって弁済する義務を負いません。

2 組合員の議決権・選挙権

- 組合員は、平等に1人1個の議決権と選挙権を持っています(法第11条第1項)。このルールは他の協同組合にも共通するものです。株式会社の1株1個と異なり、お金ではなく人を中心に置く協同組合の特徴を表しています。
- 組合と労働契約を結んだ組合員が、議決権の過半数をもたなければなりません(法第3条第2項第4号)。これは、組合の意思決定は、労働者である組合員が行うという観点からのルールです。労働契約を結ばない代表理事、専任理事、監事が、組合員数の半数以上を占めることはできません。

3 組合への加入・脱退

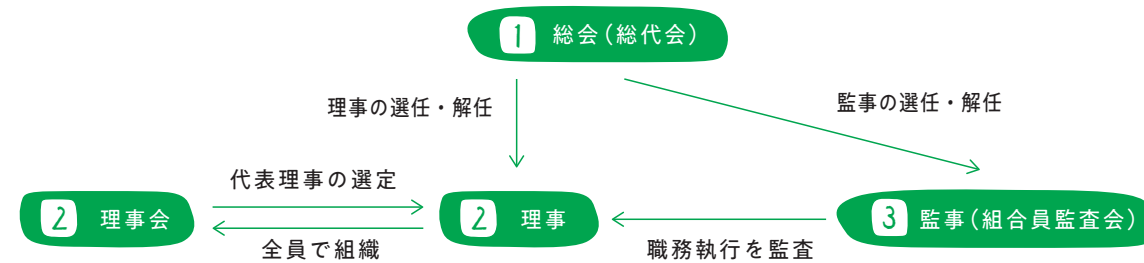
- 組合員になれるのは個人だけで、団体・組織が組合員になることはできません(法第6条)。
- 組合員は任意に加入・脱退できます(法第12条第1項、第14条第1項)。組合は、組合員としての資格を持つ人が加入しようとするときに、「正当な理由」なく加入を拒否できません。「正当な理由」としては、仕事の空きがない、その仕事を行うには資格が必要、といった事情が考えられます。
- 加入・脱退には手続きが必要です(法第12条第2項、第14条第1項)。除名についての規定もあります(法第15条第2項)。組合員の脱退は、直ちに労働契約の終了とはなりません(法第20条第2項)(別途手続きが必要です)。

4 労働契約の締結

- 組合は、事業に従事する組合員と労働契約を結ばなければなりません(法第20条第1項本文)。このため、組合員には、労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの労働関係法令が適用され、社会保険(健康保険、厚生年金保険)や労働保険(雇用保険、労災保険)に加入することになります。
- 組合は、組合の業務を執行する組合員(代表理事)、理事の職務のみを行う組合員(専任理事)、監事である組合員と、労働契約を締結することはできません(法第20条第1項ただし書各号)。組合は、これらの役員と委任契約を結ぶこととなります(法第34条)。

労働者協同組合の機関に関するルール

労働者協同組合は、必ず、以下の①～③を設置しなければなりません。



① 総会又は総代会

- 総会は、すべての組合員で構成する組合の基本原則を具体化する機関であり、組合における**最高意思決定機関**です。
- 総会の種類には①通常総会(年1回開催)と②臨時総会(随時開催)があります(法第58条、第59条)。
- 総会の法定の議決事項は、定款の変更など6項目です(法第63条第1項各号)。また、役員(理事及び監事)は総会において選挙又は選任します(法第32条第3項本文、第12項)。
- 議事は原則、出席者の議決権の過半数で決されます(法第64条第1項)。
- 定款変更や解散、除名などの重要事項は、
 - ①総組合員数の半数以上の出席
 - ②議決権の3分の2以上の多数による議決が必要です(法第65条各号)。
- 総代会は、定款で定めるところにより総会に代わる機関として設置できる機関であり、組合員によって選ばれた総代をもって構成されます。組合員総数が200人を超える組合のみ設置可能です(法第71条第1項)。

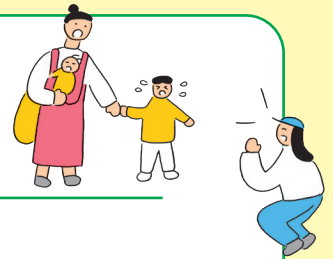
② 理事及び理事会

- 理事は、理事会を組織し、総会での議決事項を前提に、その個別具体的な業務執行について決定することなどを任務とします。
- 理事は組合員の中から定数3人以上を選挙又は選任する必要があります(法第32条第2項、第4項)。また、理事会は、理事の中から業務執行権限を有する代表理事を選定します(法第42条第1項)。
- 理事の任期は2年以内の定款で定める期間です(法第36条第1項)。
- 理事会は、すべての理事で構成する業務執行決定機関であり、総会での議決事項を前提に、個別具体的な業務執行を決定します(法第39条第3項)。

③ 監事又は組合員監査会

- 監事は、理事の業務の執行を監査する機関であり、その任期は4年以内の定款で定める期間です(法第36条第2項、第38条第2項)。
- 監事は、定数1人以上を選挙又は選任します。理事と異なり、組合員以外の外部監事を選挙又は選任することも可能です(法第32条第2項)。
- 組合員監査会は、定款で定めるところにより監事に代わるものとして設置できる機関であり、理事以外の全ての組合員をもって構成されます。組合員総数が20人を超えない組合のみ設置可能です(法第54条第1項)。

特定労働者協同組合ってなに？



特定労働者協同組合とは、労働者協同組合法等の一部を改正する法律(令和4年法律第71号)により設けられた新しい種類の労働者協同組合です。労働者協同組合のうち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けた組合のことで、税制上の措置が講じられています(法第94条の2)。

① 都道府県知事の認定を受けるために必要な基準(法第94条の3)

- ① 定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがあること。
- ② 定款に、解散時に組合員に出資額限度で分配した後の残余財産は国・地方公共団体・他の特定労働者協同組合に帰属する旨の定めがあること。
- ③ ①②の定款違反行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- ④ 各理事の親族等の関係者が理事の総数の3分の1以下であること。

なお、特定労働者協同組合の認定申請は、労働者協同組合のみが行えるため、まずは通常の労働者協同組合を設立する必要があります。

② 税制上の措置

特定労働者協同組合は、一部の取扱いを除き、法人税法上の公益法人等として取り扱われます。主な税制上の措置は以下のとおりです。なお、通常の労働者協同組合は法人税法上の普通法人として取り扱われます。

- 法人税について、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得について非課税となること。
- 出資金の額が1千万円を超えると税率が上がる法人住民税均等割について、出資金の額にかかわらず最低税率が適用されること。
- 出資金の額が1億円を超える普通法人に適用される法人事業税外形標準課税について、非課税となること。
- 公益法人等の軽減税率及び寄附金の損金不算入制度については適用されず、普通法人と同様の扱いとなること。

③ 特定労働者協同組合が遵守しなければならない事項

特定労働者協同組合は、通常の労働者協同組合に適用される規則に加えて、主に次の事項を遵守しなければなりません。

- 認定後も、剰余金の配当禁止や残余財産の処分制限などを遵守すること。
- 報酬規程等(役員報酬や労働者の給料に関する規程やその支給状況などの書類など)を作成、公開し、行政庁へ提出すること。
- 外部監事を置くこと。

これらが遵守されない場合には、認定が取り消されることとなります。

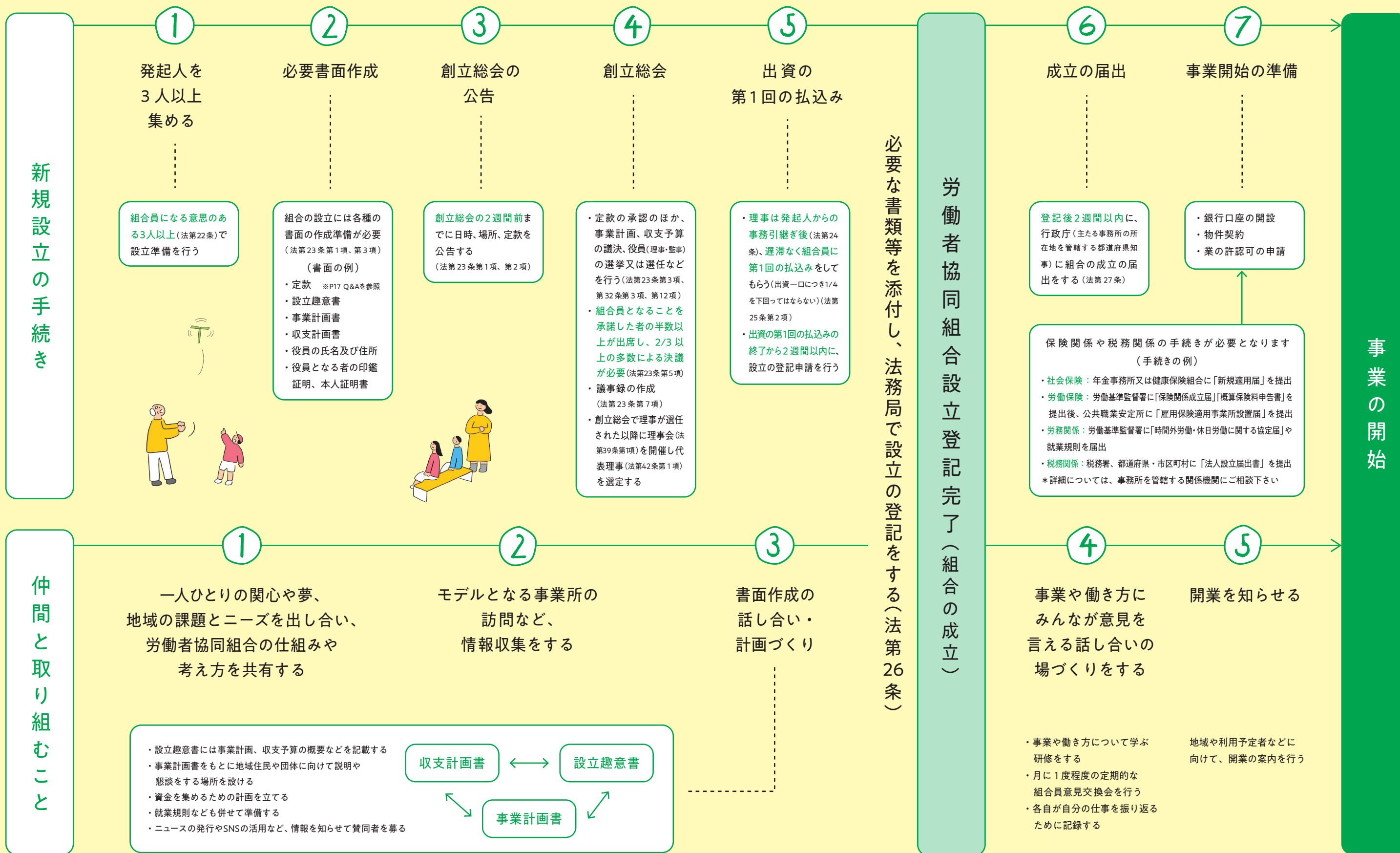


労働者協同組合をつくろう ― 新規設立の流れ ―



厚生労働省の
WEBサイトも
ご参照ください。

労働者協同組合を設立し、事業を開始するまでの各種手続きのポイントをおさえましょう。
設立する仲間と話し合い、一つひとつ確認をしながら進めていきましょう。



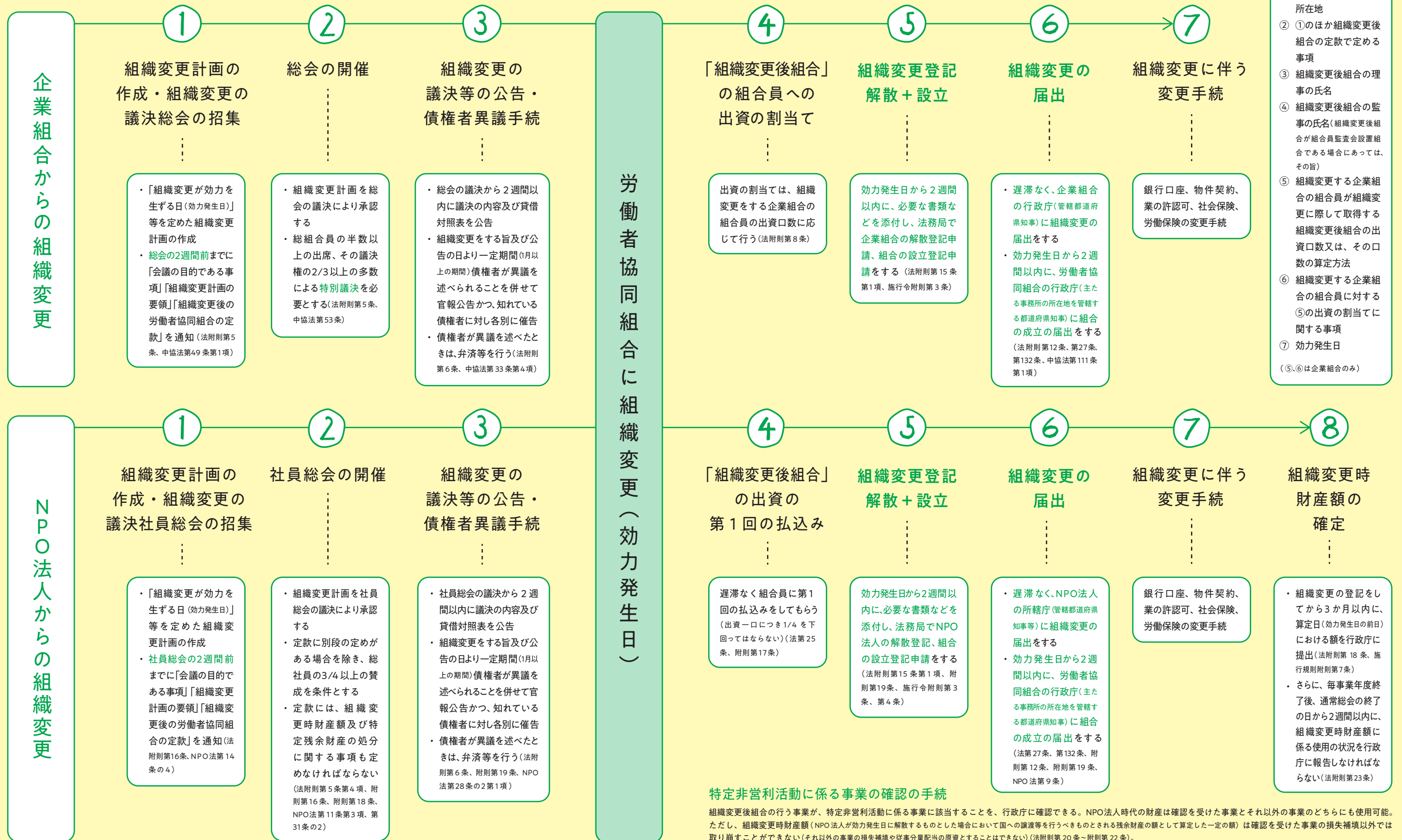


労働者協同組合をつくろう ― 組織変更の流れ ―



厚生労働省の
WEBサイトも
ご参照ください。

労働者協同組合法においては、法施行日から3年以内に限り、法施行日に現に活動する企業組合又はNPO法人が、労働者協同組合に組織変更を行うことが認められています（法附則第4条）。組織変更には、組織変更計画の作成、総会（企業組合）又は社員総会（NPO法人）の議決による承認、関係者保護のための手続などが必要です。



組織変更計画で定める事項

- ① 組織変更後組合の事業、名称及び事務所所在地
- ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
- ③ 組織変更後組合の理事の氏名
- ④ 組織変更後組合の監事の氏名（組織変更後組合が組合員監査会設置組合である場合にあっては、その旨）
- ⑤ 組織変更する企業組合の組合員が組織変更の際に取得する組織変更後組合の出資口数又は、その口数の算定方法
- ⑥ 組織変更する企業組合の組合員に対する⑤の出資の割当てに関する事項
- ⑦ 効力発生日

（⑤、⑥は企業組合のみ）

家事代行サービス（掃除、料理、片付け、買い物など）

労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ Lavori(ラヴォリ)

組合員数：50人 出資一口の金額：1万円（3口以上）（2024年4月1日現在）

ワーカーズ・コレクティブ Lavori（ラヴォリ）は2017年1月に任意団体として設立し、生活協同組合「生活クラブ」の組合員を中心に暮らしサポート事業の家事代行サービス（掃除、料理、片付け、買い物など）を行っています。なお、「生活クラブ」の組合員以外の方にも同様のサービスを提供しています。

家事サポートを通じた 地域課題の解決

現在は、核家族や高齢者世帯の増加により、地域から孤立した世帯も増加しています。したがって、家族内での家事分担（協同労働）が難しくなっています。そのような中、各家庭の家事をサポートすることにより、地域の課題を解決出来ないかと思い、任意団体として Lavori を設立し、家事代行を行う、暮らしサポート事業を始めました。



労働者協同組合という 法人格の選択

任意団体の時代から「資金を出し合い」、「話し合って事業を営み」、「共に働く」という労働者協同組合の働き方に共感していました。労働者協同組合の設立を通じ、働く人たちの意見が反映できることにより、今の自分たちの働き方や組織運営の問題点を解決することができると思い、労働者協同組合の法人格取得に踏み切りました。

働く組合員の意見反映

Lavori の年代構成は多様であり、ダブルワークのメンバーが半数以上であるなど、自分にあわせた働き方が求められています。メンバーには、週1日2時間から週3日程度働く人が多いですが、お子さんの成長にあわせて収入を得たいというニーズもあります。そうしたメンバーそれぞれの意見を反映した運営が大事になります。そこで、メンバーとは月1回程度会議を設けて、メンバーの時給、勤務条件など、様々な案件について議論をしています。

今後の方向性

今の社会の働き方の課題に対して、自らの実践を通じ、社会にどんなことが提案できるだろうか、メンバーが日々意見交換をしながら考えています。今後も、暮らしサポート事業の運営をしながら、何歳になっても働く人のライフステージに合わせて、人に必要とされる仕事に従事し、働き甲斐がある仕事をたくさん作っていきたいと考えています。



神奈川県横浜市

「生きる・働く・暮らす」を重ね合わせた働き方を広げる

キャンプ場の開発・運営

CampingSpecialist 労働者協同組合

組合員数：5人 出資一口の金額：5千円（2024年4月1日現在）

CampingSpecialist 労働者協同組合は、キャンプ場の運営や野外活動を通じて、荒れ地を「持続可能な愛される土地」に、「多様な仕事生まれることで、あらゆる人財（人材）に価値を創り出す」ことを目指して活動しています。2021年にNPO法人として設立し、2022年10月にNPOの法人格を残しつつ、労働者協同組合を設立しました。

はじめは燻製づくりから

最初は、グループのメンバーたちが集まり、庭先で誰でも手軽にできる燻製づくりをしていました。その時に「市内にはテントを張ることのできるキャンプ場がない」という話題から、「それならば、自分たちでテントを張れる遊び場を作ろう」という話が出ました。そして、NPO法人を設立して土地を借り、自分たちで開墾を開始しました。



浮き彫りになった課題から 労働者協同組合法人の設立へ

開墾開始から約2年、ついにキャンプ場を設立。一般の方からのキャンプ場の利用希望もあったため、SNSを通じて利用予約を募り、利用料金が安価であったことが影響してか、2022年1年間で2,500件の利用があり、収益も生むことができました。キャンプ場の利用者が増加し、活動が拡大していく一方で、運営への関与度が低く少し手伝いに来ただけの方がメンバーの一員だからと自分勝手にキャンプ場を利用してしまふなど、必ずしも運営に日々取り組む仲間達と協調性を持ってない人も出てきました。様々な課題にぶつかる中で「私たちの価値観を共有できる仲間と共に働きたい」という考えが芽生えました。そして、「雇う雇われるという関係ではなく、志を同じくする仲間が共同で出資し、労働契約も結び、運営も一緒に行う」という労働者協同組合の存在を知り、この働き方こそ自分たちのあるべき姿だと確信して、労働者協同組合を設立することにしました。NPO法人の法人格を残しつつ、労働者協同組合がキャンプ場運営の基盤を担い、NPO法人は、働くことはできないが活動に参加する人の受け皿としています。

キャンプ場 × 地域振興 × 労働者協同組合を広げる

労働者協同組合設立後、近隣の市町村から放置された荒廃山林の整備やキャンプ場経営を通じたまちおこしの相談が届いています。すでに5件ものキャンプ場整備の依頼が県内外の自治体から入ってきています。今度は、私たちと同じような志を持った方を応援していきたいと思っています。



三重県四日市市

Camping（キャンプ）で、人に価値を与える志事（仕事）を創り出す



労働者協同組合かりまた共働組合

組合員数：7人 出資一口の金額：1万円（2024年4月1日現在）

狩俣地区は、宮古島市の北端に位置する三方を豊かな海に囲まれた場所にあり、自治会創設120周年の歴史と伝統を誇る200世帯、460人が暮らす、少子高齢化が進む過疎集落です。2020年に自治会の執行部が40代へ若返ったことを契機に、若い世代が戻ってきたいと思える持続可能な地域づくりを目指して様々な活動を開始しました。

自治会による地域づくり

まず取り組んだのが、休園していた幼稚園の再開です。地区内外の保護者らと話し合いを重ね、2021年度に再開が実現しました。その後、保護者からの「毎日のお弁当作りは大変なので、誰か作ってほしい」という声を受け、自治会の有志で配食サービスを開始しました。

また、狩俣地区では、伝統の追い込み漁が盛んですが、市場に流通できない魚も採れてしまうという課題がありました。そこで、魚を買い取り、惣菜として販売するなど、地産地消と漁業の6次産業化を進めています。

このほか、生産調整のために廃棄されていた新鮮な養殖もずくを買い取り、地元で直売会を開催するなど、生産者と消費者をつなぐ活動も展開しています。



自治会を母体とした 労働者協同組合の設立へ

困ったこともありました。それは、自治会には法人格がないため、様々な事業を個人名義で行わざるを得ないことでした。また、役員の交代により、様々な事業が途切れてしまう可能性もありました。そのため、狩俣自治会を母体として、2022年12月に労働者協同組合かりまた共働組合を設立しました。

労働者協同組合で 地域づくりを仕事にする新しい働き方

決め手は、働く人が対等な立場で発言でき、自分に合った就業時間を決めることができ、自らの特技を生かしてそれぞれが無理をせず、より良い地域づくりを進めることを仕事にできる新しい働き方に魅力を感じたことです。現在は、経営基盤の確立とルールづくりを進めています。これまでは利益が出たときの扱いに悩んでいましたが、自治会としてボランティアで行う活動と労働者協同組合として行う経済活動の切り分けができるようになりました。

空家活用と移住促進、地産地消と 6次産業化推進など、夢は広がる

今後は、楽しいことをたくさんやろう、生きがいや幸せを増やそう、仲間を増やそう、をテーマに、自治会と連携しながら、地域の空家や空地を活用した移住促進や地域をつなぐ地産地消と6次産業化を推進していくことを考えています。地域の将来や課題について皆で話し合いを重ねることを通じて、地域の課題解決に取り組んでいきます。



労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

Q 設立するには
どうしたらよいですか？

A 設立については、準則主義によるものとし、3人以上の発起人がいれば設立できます。詳しくは P7-P8 をご覧ください。

Q 労働者協同組合にはどのような
機関が置かれるのですか？

A 組合には以下の機関を置きます。
詳しくは P5 をご覧ください。

必ず置かなければならないもの

- ・総会（組合員全員で構成）
- ・理事会（理事全員で構成）
- ・理事（少なくとも3名）
- ・監事（1人）※

定款に定めて置くことができるもの

- ・総代会（組合員総数が200人を超える場合）
- ・組合員監査会（理事以外に3人以上の組合員がおり、かつ、総組合員数6人以上20人以下の組合の場合）※

これらを踏まえると、労働者協同組合の機関設計は次の(1)～(3)の3通りです。

- (1) 総会＋理事会＋監事
- (2) 総会＋理事会＋組合員監査会
- (3) 総会＋総代会＋理事会＋監事

※組合員監査会を設ける場合には、監事の設置義務が発生しません（法第32条、第39条、第54条、第71条）。

Q 設立する法人の名称を決めるにあたって、
注意することはありますか？

A 名称中に「労働者協同組合」という文字を用いることが義務付けられています。また、他の法人（「株式会社」「生活協同組合」など）と間違われるおそれのある文字を用いてはいけません。組合でない者が「労働者協同組合」という名称を使うこともできないので注意が必要です（法第4条）。

Q 定款には、どのような内容を
記載したらよいのでしょうか？

A 定款とは組合の最高規範であり、以下の事項を記載します。

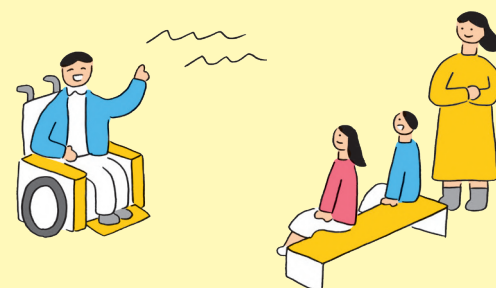
(1) すべての組合が、必ず記載しなければならない事項

- ① 事業
- ② 名称
- ③ 事業を行う都道府県の区域
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 組合員たる資格に関する規定
- ⑥ 組合員の加入及び脱退に関する規定
- ⑦ 出資一口の金額及びその払込みの方法
- ⑧ 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- ⑨ 準備金の額及びその積立ての方法
- ⑩ 就労創出等積立金に関する規定
- ⑪ 教育繰越金に関する規定
- ⑫ 組合員の意見を反映させる方策に関する規定
- ⑬ 役員の定数及びその選挙又は選任に関する規定
- ⑭ 事業年度
- ⑮ 公告方法

(2) 以下に当てはまる組合が、必ず記載しなければならない事項

- ① 組合の存続期間又は解散の事由を定めたときはその期間又はその事由
- ② 現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数
- ③ 組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名

上記の(1)(2)は必要的記載事項にあたり、一つでも欠くと定款は無効になります。
また、組合は定款で、上記(1)(2)以外に任意の事項を定めることができます（法第29条）。



Q 3人の発起人での
組合設立を考えていますが、
気をつけることはありますか？

A 組合には理事（3人以上・組合員の中から選ぶ）と監事（1人以上）を置く必要があります。また、労働契約を締結する組合員が、総組合員の議決権の過半数を有する必要があります。

そのため、発起人のほか組合員になろうとする者がなく、組合員数が3名となった場合には、
・代表理事1名、労働契約を締結する理事の数を2名とすること
・組合員以外の者から外部監事を選挙又は選任すること
が必要です（法第3条、第32条、第42条）。

Q 出資金は、いくらぐらい必要ですか？
最低出資額はありますか？

A 出資金は、株式会社の資本金に相当するもので、組合員それぞれが一口以上出資します。最初に必要額は事業内容や組合員数によって異なります。また、最低出資額は定められていません（法第9条）。

Q 労働者協同組合の設立時には、
定款認証手数料や登録免許税と
いった費用はかかるのでしょうか？

A いずれもかかりません。組合の設立時には定款を作成する必要がありますが、株式会社の設立と異なり、公証人による定款認証を受ける必要はありません。また、株式会社や一般社団法人の設立登記と異なり、組合の設立登記に関して登録免許税は課税されません。
また、組合を運営するなかで、設立時の登記事項に変更が生じた場合には変更の登記が必要ですが、変更のときにも登録免許税は課税されません。

Q 組合員の出資方法は
一括支払いのみですか？

A 定款で定めるところにより、分割払込制とすることも可能です。定款に出資の払込みの方法を定める必要があり、たとえば、以下のよう定款で定めることが想定されます。
・全額払込制のみとする
・分割払込制のみとする
・（組合員の希望に応じて）全額払込制と分割払込制のいずれでもよい（法第25条、第29条）。

Q 出資制限が設けられていますが、
なぜですか？

A 一組合員の出資口数は、総口数の100分の25を超えてはならないこととされています。出資金額にかかわらず1人1個の議決権及び選挙権があるものの、一人の組合員にあまりに出資が偏れば、この原則が形骸化してしまうおそれがあること、その組合員が脱退してしまうことによって経営基盤が傾いてしまうおそれがあることが主な理由です。
なお、この規定は組合員の数が3人以下の組合については適用されません（法第9条）。

Q 設立の登記後に行うことは
ありますか？

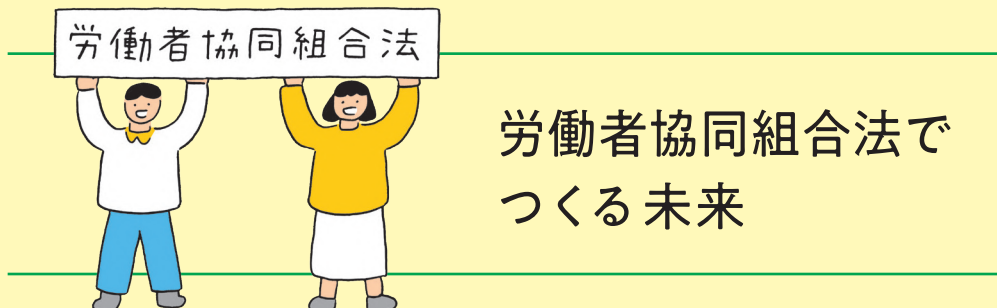
A 設立の登記後2週間以内に
①登記事項証明書
②定款
③役員の氏名、住所が分かるものを法定の様式に添付して、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届出する必要があります（法第27条）。

Q 労働者協同組合と他の法人格との違いについて教えてください。

A 各法人格の概要イメージは以下のとおりです。

	労働者協同組合	企業組合	株式会社	合同会社(LLC)	NPO 法人	一般社団法人	農事組合法人
目的・事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業(労働者派遣事業以外の事業であれば可)	組合員の働く場の確保、経営の合理化	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	特定非営利活動(20分野)	目的や事業に制約はない(公益・共益・収益事業も可)	(1)農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 (2)農業の経営 (3)(1)及び(2)に附帯する事業
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義	準則主義	準則主義
議決権	1人1個	1人1個	出資比率による	1人1個	原則1人1個	原則1人1個	1人1個
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	株主による出資	社員による出資	会費、寄付	会費、寄付	組合員による出資
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	出資配当	定款の定めに応じた利益の配当	できない	できない	・利用分量配当((1)の事業を行う場合に限る) ・従事分量配当 ・年7分までの出資配当

出典：内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」、全国中小企業団体中央会ホームページ、農林水産省ホームページを基に、厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課にて作成



2022年10月1日、労働者協同組合法という新しい法律が施行されました。労働者協同組合は、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事することを基本原理とする組織であり、地域みんなで意見を出し合って、助け合いながら地域の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

設立された労働者協同組合では、荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくり、高齢者介護など様々な事業が行われており、多種多様な事業分野で、新しい働き方を実現しています。

特設サイト「知りたい! 労働者協同組合法」

知りたい! 労働者協同組合法



厚生労働省WEBサイト 都道府県窓口一覧

厚生労働省 労働者協同組合

